

豊川市監査公表第19号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年9月28日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監査の対象		監査の対象期間	監査の実施期間
部局	課等		
健康福祉部	子ども課	平成26年4月1日 ～平成27年4月30日	平成27年5月15日 ～同年6月29日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 補助金・交付金に関する事務について

(2) 一般項目

ア 契約に関する事務について

イ 財産の管理に関する事務について

ウ 公金の取扱事務について

エ 庶務その他事務について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

【健康福祉部子ども課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

(7) 母子寡婦福祉事業補助金交付要綱第3条において、補助額を算定する規定が不明確であるため、改正されたい。

- (イ) 民間保育所運営費等補助金交付要領第2条第1項第3号に規定されている補助金の不交付要件において、補助額を算定する規定が不明確であるため、改正されたい。